



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

735 保安林の指定の解除	(森林整備課)..... 1
736 〃	(〃)..... 1
737 保安林の指定	(〃)..... 1
738 一般競争入札による落札者の決定	(警察本部)..... 2

告 示

和歌山県告示第735号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和8年8月25日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 解除に係る保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬字赤滝原1811の24、1811の28
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第736号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和8年8月25日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 解除に係る保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬字赤滝原1828の2、字東尾1833の11、1833の12、1833の13、1833の14、1833の15、1839の5、1839の6、1840の10
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第737号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和8年8月25日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 保安林の所在場所 西牟婁郡すさみ町周参見字下戸川西側5101の2、5101の5
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第738号

自動音声応答装置及び通話録音装置等について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年8月25日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
自動音声応答装置及び通話録音装置等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日
令和8年7月31日
- 4 落札者の氏名及び住所
NTT西日本株式会社 和歌山支店
和歌山県和歌山市一番丁5番地
- 5 落札金額
58,080,000円（うち消費税及び地方消費税の額5,280,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和8年6月16日